

全銀稼働時間拡大に伴う振込規定の一部改正について

今般、全銀稼働時間拡大に伴い「振込規定」の一部改正を行います。
 詳細につきましては、以下の改正内容（新旧対照表）をご覧ください。

改正後	改正前
1. (省略) 2. (振込の依頼) (1) (省略) (2) ①～⑤ (省略) ⑥ <u>文書扱いは振込機では取扱いません。</u> (3)～(4) (省略) 3. (省略) 4. (振込通知の発信) (1) (省略) (2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による <u>依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込(削除)依頼</u> を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、 <u>指定された日に振込通知を発信します。</u> <u>ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u> 5. ～10. (省略) 11. (手数料) (1)～(3) (省略) (4) <u>(削除)振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。</u> (5)～(6) (省略) 12. ～15. (省略)	1. (省略) 2. (振込の依頼) (1) (省略) (2) ①～⑤ (省略) <u>(追加)</u> (3)～(4) (省略) 3. (省略) 4. (振込通知の発信) (1) (省略) (2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による <u>(追加)振込の依頼</u> を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、 <u>依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</u> <u>(追加)</u> 5. ～10. (省略) 11. (手数料) (1)～(3) (省略) (4) <u>貯金口座から振替えた振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。</u> (5)～(6) (省略) 12. ～15. (省略)
以上	以上
<u>(令和元年11月11日現在)</u>	<u>(平成29年10月1日現在)</u>

【実施日】

この規定は令和元年11月11日から実施する。